

訪問看護
【医療保険】重要事項説明書
ライブラリ相模大野訪問看護事業所

株式会社メディカルプラットフォーム

表題部

説明日：

事業者は契約の締結に当たり、下記の重要事項説明書により説明を行いました。

説明者：

岩崎 厚子

利用者及び連帯保証人は、契約の締結に当たり、下記の重要事項説明書により説明を受け、その内容に同意の上、交付を受けました。

利用者：

連帯保証人：

重要事項説明書 本文

作成日：

2026年6月29日

時点

1.事業主体の概要

法人名	株式会社リビングプラットフォームケア
代表者名	代表取締役 塩野 隆
法人所在地	札幌市中央区南二条西二十丁目291番地
電話番号	011-633-7727
FAX番号	011-633-7728

2.事業所の概要

事業類型	訪問看護事業所
事業所名	ライブラリ相模大野訪問看護事業所
事業所所在地	神奈川県相模原市南区上鶴間本町4丁目22番35号ライブラリ相模大野東
電話番号	042-702-2366
FAX番号	042-702-2367
管理者名	岩崎 厚子
指定番号	2691095 訪問看護
開設年月日	2022年8月1日
通常の実施地域	相模原市
営業日・営業時間	月曜～日曜 9:00～18:00
サービス提供可能日	24時間365日

3.事業の目的と運営方針

事業の目的	当指定訪問看護事業所の看護師、准看護師、保健師、その他の従業者（以下「看護師等」と言います。）が、かかりつけ医師が指定訪問看護事業（以下「訪問看護サービス」と言います。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運営方針	事業所の看護師等は、心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援をします。 訪問看護サービスの実施にあたっては、市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。
サービスの内容	事業所が、利用者の居宅に看護師等を派遣し、利用者のかかりつけ医師の指示及び訪問看護計画に基づきサービスを提供します。

※具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、医師の指示に従い、訪問看護サービス計画にて定めます。

4.職員体制

	従業員数	備考
管理者	1 人	
看護職員	2.5 人以上	

5.利用料金

	料金項目	利用料金	
月額利用料	キャンセル料	サービス利用日の前日までに連絡頂いた場合	無料
		サービス利用日の当日に連絡頂いた場合	有料
	通常のサービス提供	片道10km未満	500 円/回
	地域以外の交通費	片道10km以上	1,000 円/回

※利用者がサービスのキャンセルを希望する場合は、速やかに下記窓口までご連絡下さい。

ライブラリ相模大野訪問看護事業所	電話番号： 042-702-2366
------------------	--------------------

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない理由がある場合は、変更を行う1ヶ月前までに説明をした上で、利用料金の変更を行うことがあります。

6.医療保険利用料金

報酬項目			料金	自己負担額
■基本診療費				(1)一般の方 ・ 社保3割 ・ 国保3割
□訪問看護基本療養費Ⅰ				
保健師・助産師・看護師	週3日目まで(1日1回)	5,550円		
	週4日目以降(1日1回)	6,550円		
准看護師	週3日目まで(1日1回)	5,050円		
	週4日目以降(1日1回)	6,050円		
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合		12,850円		
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		5,550円		
□訪問看護基本療養費Ⅱ（同一建物居住者で同一日数者）				
保健師・助産師・看護師	同一日2人/週3日目まで(1日1回)	5,550円	2割または3割	
	同一日2人/週4日目以降(1日1回)	6,550円		
	同一日3人以上/週3日目まで(1日1回)	2,780円		
	同一日3人以上/週4日目以降(1日1回)	3,280円		
	同一日10人以上/月20日目まで(1日1回)	2,760円		
	同一日10人以上/月21日目以降(1日1回)	2,660円		
	同一日20人以上/月20日目まで(1日1回)	2,710円		
	同一日20人以上/月21日目以降(1日1回)	2,610円		
	同一日50人以上/月20日目まで(1日1回)	2,610円		
	同一日50人以上/月21日目以降(1日1回)	2,510円		
准看護師	同一日2人/週3日目まで(1日1回)	5,050円	(3)公費適用 公費助成	
	同一日2人/週4日目以降(1日1回)	6,050円		
	同一日3人以上/週3日目まで(1日1回)	2,530円		
	同一日3人以上/週4日目以降(1日1回)	3,030円		
	同一日10人以上/月20日目まで(1日1回)	2,520円		
	同一日10人以上/月21日目以降(1日1回)	2,420円		
	同一日20人以上/月20日目まで(1日1回)	2,470円		
	同一日20人以上/月21日目以降(1日1回)	2,370円		
	同一日50人以上/月20日目まで(1日1回)	2,370円		
	同一日50人以上/月21日目以降(1日1回)	2,270円		
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合		12,850円	制度に、 個別対応 します。	
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	同一日2人	5,550円		
	同一日3人以上	2,780円		
	同一日10人以上/月20日目まで(1日1回)	2,760円		
	同一日10人以上/月21日目以降(1日1回)	2,660円		
	同一日20人以上/月20日目まで(1日1回)	2,710円		

	同一日20人以上/月21日目以降(1日1回)	2,610円
	同一日50人以上/月20日目まで(1日1回)	2,610円
	同一日50人以上/月21日目以降(1日1回)	2,510円
□訪問看護基本療養費Ⅲ（外泊中の訪問看護）		8,500円
□包括型訪問看護療養費（1日につき）		
単一建物居住者が20人未満	訪問看護時間が30分以上60分未満	7,010円
	訪問看護時間が60分以上90分未満	11,010円
	訪問看護時間が90分以上	14,010円
	訪問看護時間が90分以上(別表7・8、特別指示書)	15,510円
単一建物居住者が20人以上50人未満	訪問看護時間が30分以上60分未満	6,310円
	訪問看護時間が60分以上90分未満	9,910円
	訪問看護時間が90分以上	13,730円
	訪問看護時間が90分以上(別表7・8、特別指示書)	15,200円
単一建物居住者が50人以上	訪問看護時間が30分以上60分未満	5,960円
	訪問看護時間が60分以上90分未満	9,360円
	訪問看護時間が90分以上	13,450円
	訪問看護時間が90分以上(別表7・8、特別指示書)	14,890円
□管理療養費		
	月の初日	7,710円
	2日目以降 同一日20人未満	3,010円
	2日目以降 同一日20人以上/月15日目まで	2,510円
	2日目以降 同一日20人以上/月15日～24日目まで	2,310円
	2日目以降 同一日20人以上/月25日目以降	2,210円
	2日目以降 同一日50人以上/月15日目まで	2,410円
	2日目以降 同一日50人以上/月15日～24日目まで	2,210円
	2日目以降 同一日50人以上/月25日目以降	2,010円

■各種加算			
○	緊急訪問看護加算		
	イ 月14日目まで	1日につき	2,650円
	ロ 月15日以降	1日につき	2,000円
○	難病等複数回訪問看護加算		
	1日2回	同一建物内1～2名	4,500円
		同一建物内3名以上9名以下	4,000円
		同一建物内10名以上19名以下	3,700円
		同一建物内20名以上49名以下	3,500円
		同一建物内50名以上	3,300円
	1日3回以上	同一建物内1～2名	8,000円
		同一建物内3名以上/月20日目まで	7,200円
		同一建物内3名以上/月21日目以降	6,900円
		同一建物内10名以上/月20日目まで	6,300円
		同一建物内10名以上/月21日目以降	5,200円
		同一建物内20名以上/月20日目まで	4,800円
		同一建物内20名以上/月21日目以降	3,500円
		同一建物内50名以上/月20日目まで	4,100円
		同一建物内50名以上/月21日目以降	3,000円
	長時間訪問看護加算（90分超）		5,200円
○	複数名訪問看護加算		
	看護師と他の看護師等	同一建物内1又は2名	4,500円
		同一建物内3名以上	4,000円
		同一建物内10名以上	3,400円
		同一建物内20名以上	3,000円
		同一建物内50名以上	2,700円
	看護師と他の准看護師	同一建物内1又は2名	3,800円
		同一建物内3名以上	3,400円
		同一建物内10名以上	2,800円
		同一建物内20名以上	2,500円
		同一建物内50名以上	2,200円
	看護師とその他職員	同一建物内1又は2名	3,000円
		同一建物内3名以上	2,700円
		同一建物内10名以上	2,100円
		同一建物内20名以上	1,900円
		同一建物内50名以上	1,600円
	看護師とその他職員 （別表7、8、特別指示書）	1日1回/同一建物内1又は2名	3,000円
		1日1回/同一建物内3名以上	2,700円
		1日1回/同一建物内10名以上	2,100円
		1日1回/同一建物内20名以上	1,900円
		1日1回/同一建物内50名以上	1,600円
		1日2回/同一建物内1又は2名	6,000円

		1日2回/同一建物内3名以上	5,400円
		1日2回/同一建物内10名以上	3,800円
		1日2回/同一建物内20名以上	3,450円
		1日2回/同一建物内50名以上	3,300円
		1日3回以上/同一建物内1又は2名	10,000円
		1日3回~/同一建物内3名以上	9,000円
		1日3回/同一建物内10名以上	5,500円
		1日3回/同一建物内20名以上	4,800円
		1日3回/同一建物内50名以上	4,500円
	夜間・早朝訪問看護加算	同一建物内1又は2名	2,100円
		同一建物内3名以上/月15日目まで	2,100円
		同一建物内3名以上/月16日目以降	1,900円
		同一建物内10名以上/月15日目まで	1,800円
		同一建物内10名以上/月16日目以降	1,300円
		同一建物内20名以上/月15日目まで	1,200円
		同一建物内20名以上/月16日目以降	950円
		同一建物内50名以上/月15日目まで	1,000円
		同一建物内50名以上/月16日目以降	800円
	深夜訪問看護加算	同一建物内1又は2名	4,200円
		同一建物内3名以上/月15日目まで	4,200円
		同一建物内3名以上/月16日目以降	4,000円
		同一建物内10名以上/月15日目まで	3,900円
		同一建物内10名以上/月16日目以降	2,300円
		同一建物内20名以上/月15日目まで	2,100円
		同一建物内20名以上/月16日目以降	1,500円
		同一建物内50名以上/月15日目まで	1,800円
		同一建物内50名以上/月16日目以降	1,300円
	□精神科訪問看護基本医療費（1日につき）		
	精神科訪問看護基本医療費Ⅰ		
	保健師・助産師・看護師	週3日目まで/30分以上	5,550円
		週3日目まで/30分未満	4,250円
		週4日目以降/30分以上	6,550円
		週4日目以降/30分未満	5,100円
	准看護師	週3日目まで/30分以上	5,050円
		週3日目まで/30分未満	3,870円
		週4日目以降/30分以上	6,050円
		週4日目以降/30分未満	4,720円
	精神科訪問看護基本療養費Ⅲ		
	保健師・助産師・看護師	同一日2人/週3日目まで(30分以上)	5,550円
		同一日2人/週3日目まで(30分未満)	4,250円
		同一日2人/週4日目まで(30分以上)	6,550円
		同一日2人/週4日目まで(30分未満)	5,100円

		同一日3人以上/週3日目まで(30分以上)	2,780円
		同一日3人以上/週3日目まで(30分未満)	2,130円
		同一日3人以上/週4日目まで(30分以上)	3,280円
		同一日3人以上/週4日目まで(30分未満)	2,550円
		同一日10人以上/月20日目まで(30分以上)	2,760円
		同一日10人以上/月20日目まで(30分未満)	2,110円
		同一日10人以上/月21日目以降(30分以上)	2,660円
		同一日10人以上/月21日目以降(30分未満)	2,010円
		同一日20人以上/月20日目まで(30分以上)	2,710円
		同一日20人以上/月20日目まで(30分未満)	2,070円
		同一日20人以上/月21日目以降(30分以上)	2,610円
		同一日20人以上/月21日目以降(30分未満)	1,970円
		同一日50人以上/月20日目まで(30分以上)	2,610円
		同一日50人以上/月20日目まで(30分未満)	1,990円
		同一日50人以上/月21日目以降(30分以上)	2,510円
		同一日50人以上/月21日目以降(30分未満)	1,890円
	准看護師	同一日2人/週3日目まで(30分以上)	5,050円
		同一日2人/週3日目まで(30分未満)	3,870円
		同一日2人/週4日目まで(30分以上)	6,050円
		同一日2人/週4日目まで(30分未満)	4,720円
		同一日3人以上/週3日目まで(30分以上)	2,530円
		同一日3人以上/週3日目まで(30分未満)	1,940円
		同一日3人以上/週4日目まで(30分以上)	3,030円
		同一日3人以上/週4日目まで(30分未満)	2,360円
		同一日10人以上/月20日目まで(30分以上)	2,520円
		同一日10人以上/月20日目まで(30分未満)	1,930円
		同一日10人以上/月21日目以降(30分以上)	2,420円
		同一日10人以上/月21日目以降(30分未満)	1,830円
		同一日20人以上/月20日目まで(30分以上)	2,470円
		同一日20人以上/月20日目まで(30分未満)	1,890円
		同一日20人以上/月21日目以降(30分以上)	2,370円
		同一日20人以上/月21日目以降(30分未満)	1,790円
		同一日50人以上/月20日目まで(30分以上)	2,370円
		同一日50人以上/月20日目まで(30分未満)	1,810円
		同一日50人以上/月21日目以降(30分以上)	2,270円
		同一日50人以上/月21日目以降(30分未満)	1,710円
	精神科訪問看護基本療養費Ⅲ		8,500円
	精神科緊急訪問看護加算		
	月14日目まで	1日につき	2,650円
	月15日以降	1日につき	2,000円
	複数名訪問看護加算		
	保健師又は保健師が、	1日1回/同一建物内1又は2名	4,500円

他の保健師、看護師又は 作業療法士と訪問する場合	1日1回/同一建物内3名以上	4,000円
	1日1回/同一建物内10名以上	3,400円
	1日1回/同一建物内20名以上	3,000円
	1日1回/同一建物内50名以上	2,700円
	1日2回/同一建物内1又は2名	9,000円
	1日2回/同一建物内3名以上	8,100円
	1日2回/同一建物内10名以上	6,880円
	1日2回/同一建物内20名以上	6,070円
	1日2回/同一建物内50名以上	5,460円
	1日3回/同一建物内1又は2名	14,500円
	1日3回/同一建物内3名以上	13,000円
	1日3回/同一建物内10名以上	11,050円
	1日3回/同一建物内20名以上	9,750円
	1日3回/同一建物内50名以上	8,770円
保健師又は看護師が准看護師と 訪問する場合	1日1回/同一建物内1又は2名	3,800円
	1日1回/同一建物内3名以上	3,400円
	1日1回/同一建物内10名以上	2,800円
	1日1回/同一建物内20名以上	2,500円
	1日1回/同一建物内50名以上	2,200円
	1日2回/同一建物内1又は2名	7,600円
	1日2回/同一建物内3名以上	6,800円
	1日2回/同一建物内10名以上	5,600円
	1日2回/同一建物内20名以上	5,000円
	1日2回/同一建物内50名以上	4,400円
	1日3回/同一建物内1又は2名	12,400円
	1日3回/同一建物内3名以上	11,200円
	1日3回/同一建物内10名以上	9,220円
	1日3回/同一建物内20名以上	8,230円
	1日3回/同一建物内50名以上	7,240円
保健師又は看護師が、看護補助者 又は精神保健福祉士と訪問する 場合	同一建物内1又は2名	3,000円
	同一建物内3名以上	2,700円
	同一建物内10名以上	2,100円
	同一建物内20名以上	1,900円
	同一建物内50名以上	1,600円
精神科複数回訪問看護加算		
1日2回	同一建物内1～2名	4,500円
	同一建物内3名以上9名以下	4,000円
	同一建物内10名以上19名以下	3,700円
	同一建物内20名以上49名以下	3,500円
	同一建物内50名以上	3,300円
1日3回以上	同一建物内1～2名	8,000円
	同一建物内3名以上/月20日目まで	7,200円

	同一建物内 3 名以上/月21日目以降	6,900円
	同一建物内10名以上/月20日目まで	6,300円
	同一建物内10名以上/月21日目以降	5,200円
	同一建物内20名以上/月20日目まで	4,800円
	同一建物内20名以上/月21日目以降	3,500円
	同一建物内50名以上/月20日目まで	4,100円
	同一建物内50名以上/月21日目以降	3,000円
	24時間対応体制加算（イ）	6,800円
○	24時間対応体制加算（ロ）	6,520円
	退院時共同指導加算（2 回まで）	8,000円
	退院支援指導加算	1 回のみ
		長時間
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回）	2,000円
	在宅患者連携指導加算（月1回）	3,000円
	看護・介護職員連携強化加算（月1回）	2,500円
	特別管理加算Ⅰ	5,000円
	特別管理加算Ⅱ	2,500円
	特別管理指導加算	2,000円
	専門管理指導加算	2,500円
	医療 DX 情報活用加算（月1回）	50円
	情報提供療養費（月1回）	1,500円
	ターミナル療養費 1（死亡月算定）	25,000円
	ターミナル療養費 2（死亡月算定）	10,000円
○	ベースアップ評価料Ⅰ（月1回）	1,050円

※診療報酬改定又は負担割合に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※原則、口座振替によるお支払いをお願い致します。振込でのお支払となる場合は、毎月月末までに下記の口座までお振込み下さい。お振込み手数料は、ご利用者様にてご負担いただきます。

みずほ銀行 第5集中支店 普通預金 1975940
株式会社リビングプラットフォームケア

7.緊急時の対応

緊急時の対応	サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。
--------	---

8.非常災害時の対応

災害発生時の対応	災害対策マニュアルに沿って対応
----------	-----------------

9.事故発生時の対応

事故発生時の対応	事業者が利用者に対し本サービス提供時に事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
----------	--

10.秘密保持と個人情報の取り扱い

秘密保持と個人情報の取り扱い	サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。
----------------	--

11.虐待防止

虐待防止の責任者	管理者
虐待防止の措置	(1)虐待防止に関する責任者を選定します。 (2)成年後見制度の利用を支援します。 (3)苦情解決体制を整備しています。 (4)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
虐待等事案が発生した場合の対応	事業者は、サービス提供中に当該施設職員又は入居者の家族等から、虐待を受けたと思われる事案が確認された場合は、速やかに管轄する市町村に通報するものとします。

12.苦情・相談窓口

苦情・相談窓口	担当者	管理者
	利用時間	9:00～18:00
	苦情に対する対応	直接窓口にて受付いたします。担当者が不在の場合は、担当者に引き継ぎ、後日回答となる場合があります。申し出いただいた事項は、迅速かつ適切に対応するよう努めます。
公的機関窓口	公的機関名	福祉基盤課 高齢指定・指導班
	利用時間	9:00～18:00
	電話番号	042-769-9226
公的機関窓口	公的機関名	神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情相談係
	利用時間	9:00～18:00
	電話番号	045-329-3447

13.身体拘束等

身体拘束に対する方針	利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
やむを得ず身体拘束を行う場合の対応	やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事前に利用者等に対し以下の事項を連絡し同意を得るものとします。 ① やむを得ず身体的拘束を行う理由 ② 身体的拘束の方法・内容 ③ 身体的拘束の開始日時、終了予定日時、終了日時
記録について	期間中の利用者の状況をサービスの提供記録に記載します。 ①徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト・車椅子テーブルをつける。 ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような車椅子を使用する。 ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

14.損害賠償

損害賠償責任保険	施設賠償責任保険 加入
	東京海上日動火災保険・超ビジネス保険（事業活動包括保険）
損害賠償の対象	サービス提供中に事業者の責めに帰すべき事由により発生した事故に伴い、利用者が被った生命、身体、財産に対する損害。 但し、不可抗力による場合、利用者に故意又は過失がある場合は、賠償額を減額されることがあります。

15.第三者評価

評価の有無	なし
直近の実施年月日	
評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

16.その他留意点

(1) 看護師等について

サービス提供には、複数の看護師等が交替してサービス提供するため、特定の看護師等の指名をすることはできませんが、サービス内容についてお気づきの点や、ご要望は相談窓口までご相談下さい。

(2) サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で訪問看護サービス計画書に予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(3) 看護師等の禁止行為

訪問看護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① ご契約者本人の援助に該当しないもの

ご契約者本人が使用する居室以外の居室の掃除、来客の応対（お茶の手配等）、自家用車の洗車等やご契約者の家族等に対するサービスの提供

② 日常生活の援助に該当しないもの

庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理等

③ 利用者及びご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

④ 利用者若しくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受

⑤ 飲酒・喫煙及び飲食

⑥ その他利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為